

内閣参質二〇一第一六八号

令和二年六月三十日

内閣總理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出安倍事務所からのジャパンライフ元会長の桜を見る会への推薦の有無等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出安倍事務所からのジャパンライフ元会長の桜を見る会への推薦の有無等に
関する質問に対する答弁書

一から四までについて

お尋ねの「どのような問題が生じる」及び「説明責任があつても・・・許容されると考える法的根拠」
の具体的に意味するところが明らかではないため、これらの点に関するお尋ねにお答えすることは困難で
あり、「桜を見る会」の個々の招待者については、招待されたかどうかを含め個人に関する情報であると
ころ、その氏名等を公開する前提で招待しておらず、公開することについて事前の了解も得ていらないもの
であつて、その余のお尋ねにお答えすることは差し控えたい。